

<別表>

店舗名

新規開業特例（前年の時短要請開始月と同じ月の2日以降に開店した事業者）を用いて、売上高方式により申請する中小企業・個人事業主向け

協力金額の計算方法

①	店舗のある市町村	
	時短した期間	から R3.9.12 まで 日間
②	開店日	
③	開店日から時短要請前日までの売上高(税抜)	円

テイクアウトや飲食業以外に係る売上高は除外します。ただし、それらが飲食業に付随する小規模のものや分離できない場合は、飲食業売上高に含めて計算することも可能とします。

・開店日から時短要請前日までの売上高を記載してください。

【必要な添付書類】

- <法人の場合> ○法人税の確定申告書別表一の控え ○売上帳等の帳簿の写し
<個人事業主の場合> ○所得税の確定申告書第一表の控え ○売上帳等の帳簿の写し
<共通> ○全部事項証明書、事業開始等申告書、開業・廃業等届出書等の開店日、所在地、代表者、業種等が確認できる書類（いずれか1つ）

1日当たりの協力金額(緊急事態宣言区域)	円
④ 1日当たりの協力金額(まん延防止重点措置区域)	円
1日当たりの協力金額(その他区域)	円

・1日当たりの協力金額は、緊急事態宣言区域及びまん延防止重点措置区域では「開店日から時短要請前日までの売上高÷開店日から時短要請前日までの日数×0.4」、その他区域では「開店日から時短要請前日までの売上高÷開店日から時短要請前日までの日数×0.3」です。

・上限は、緊急事態宣言区域及びまん延防止重点措置区域では100,000円、その他区域では75,000円となります。

・下限は、緊急事態宣言区域では40,000円、まん延防止重点措置区域では30,000円、その他区域では25,000円となります。

・千円未満の端数は切り上げとなります。

⑤ 協力金支給額	円
----------	---

・「1日当たりの協力金額(緊急事態宣言区域)×時短に応じた日数」と「1日当たりの協力金額(まん延防止重点措置区域)×時短に応じた日数」と「1日当たりの協力金額(その他区域)×時

<別表>

店舗名

新規開業特例（前年の時短要請開始月と同じ月の2日以降に開店した事業者）を用いて、
売上高減少方式により申請する大企業・中小企業・個人事業主向け

協力金額の計算方法

① 店舗のある市町村

時短した期間 から R3.9.12 まで 日間

② 開店日

③ 開店日から時短要請前日までの売上高（税抜） 円

テイクアウトや飲食業以外に係る売上高は除外します。ただし、それらが飲食業に付随する小規模のものや分離できない場合は、飲食業売上高に含めて計算することも可能とします。

・開店日から時短要請前日までの売上高を記載してください。

【必要な添付書類】

- <法人の場合> ○法人税の確定申告書別表一の控え ○売上帳等の帳簿の写し
- <個人事業主の場合> ○所得税の確定申告書第一表の控え ○売上帳等の帳簿の写し
- <共通> ○全部事項証明書、事業開始等申告書、開業・廃業等届出書等の開店

④ 令和3年【 】月売上高（税抜） 円

・令和3年の時短要請月と同じ月の売上高を記載してください。

・売上帳等の帳簿により記載してください。

【必要な添付書類（令和3年のもの）】 ○ 売上帳等の帳簿の写し

⑤ 1日当たりの売上高減少額 円

・1日当たりの売上高減少額は「開店日から時短要請前日までの1日当たりの売上高－令和3年の時短要請月と同じ月の1日当たりの売上高」です。

⑥ 1日当たりの協力金額
（緊急事態宣言区域及びまん延防止重点措置区域） 円

1日当たりの協力金額（その他区域） 円

・1日当たりの協力金額は、緊急事態宣言区域及びまん延防止重点措置区域では「1日当たりの売上高減少額×0.4」です。その他区域では、「1日当たりの売上高減少額×0.4」又は「開店日から時短要請前日までの1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方です。

・計算の結果、1日あたりの協力金額が200,000円を上回る場合は、200,000円（上限）となります。下限はありません。

・千円未満の端数は切り上げとなります。

⑦ 協力金支給額 円